## 令和5年度手話を広める知事の会総会

日時:令和5年11月15日(水)13:00~14:10

(12:50~記念撮影)

場所:全国社会福祉協議会 灘尾ホール

## 〈次 第〉

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ

会長(鳥取県知事) 平井 伸治 氏

3 副会長あいさつ

副会長(代理) 神奈川県副知事 首藤 健治 氏

## 4 来賓あいさつ

- (1) 障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟 幹事長 参議院議員 山本 博司 氏
- (2) 日本財団 理事長 尾形 武寿 氏
- (3) 一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 石野 富志三郎 氏
- (4) 全国手話言語市区長会長(富士見市長) 星野 光弘 氏
- (5) 神奈川県手話言語普及推進議員連盟 幹事長 しきだ 博昭 氏

## 5 総会議事

- (1) 令和4年度事業報告
- (2) 令和5年度事業計画(案)
- (3) 役員体制 (案)

## 6 講 義

- (1) あいさつ 東京都知事 小池 百合子 氏 [ビデオメッセージ]
- (2)「みんなのデフリンピック」(映画)
- (3) デフリンピック応援のお願い デフリンピック運営委員会 委員長 久松 三二 氏

## 7 閉 会



## 令和4年度 事業報告

#### 1 総会の開催

- · 日時 令和 4 年 11 月 15 日 (火) 13:00~14:10
- ·場所 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室

# 2 フォーラムの開催(全日本ろうあ連盟と共催)

- 日時 令和4年11月15日(火)14:20~16:20
- · 場所 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室

## 3 手話言語法制定等の要請

・令和5年2月、「手話言語法の制定」、「手話に関する全国的なイベント等の開催、助成制度の整備、学校における手話の学習機会の確保等の全国的な推進」及び「第25回夏季デフリンピックの成功に向けた自治体への支援等」に係る要望書を和田内閣府副大臣、羽生田厚生労働副大臣及び伊藤文部科学大臣政務官へ手交。

## 4 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

・開催日 令和5年2月3日(金)(2会場に分けて開催)

<関東会場>

会場:東京・ヴェルサール田町(東京都港区)

内容:講義(講師:全日本ろうあ連盟 嶋本理事)

事例報告(沖縄県(動画)、埼玉県富士見市)

小グループによる意見交換

<関西会場>

会場:兵庫県明石市・パピオスあかし(兵庫県明石市)

内容:講義(講師:全日本ろうあ連盟 中西理事)

事例報告(沖縄県(動画)、北海道石狩市)

小グループによる意見交換

#### 5 その他

- ・手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力(後援等) 第9回全国高校生手話パフォーマンス甲子園、第18回全国手話検定試験
- ・手話言語の国際デーにおけるブルーライトアップへの協力 令和4年9月23日(金)の手話言語の国際デーにおける全国の公共施設でのブル ーライトアップへの協力
- 東京 2025 デフリンピックへの応援
  令和 5年2月9日(木)開催の「2025 年デフリンピック東京大会推進議員連盟 2025 東京デフリンピック応援イベント」へのビデオメッセージ
- ・会員に対する情報提供 など

## 令和5年度 事業計画(案)

## 1 総会の開催

- · 日時 令和5年11月15日(水)13:00~14:10
- ・場所 全国社会福祉協議会 灘尾ホール

#### 2 フォーラムの開催(全日本ろうあ連盟と共催)

- · 日時 令和 5 年 11 月 15 日 (水) 14:30~16:00
- ・場所 全国社会福祉協議会 灘尾ホール

#### 3 国への要請

(1) 手話施策を推進する法制定の要請

全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会等関係団体と連携し、政府・ 関係省庁へ手話施策推進のための法の早期制定を要請する。

#### (2) 東京 2025 デフリンピック成功に向けた支援等の要請

全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会等関係団体と連携し、東京 2025 デフリンピック成功に向け、政府・関係省庁へ次のとおり要請する。

- ・デフリンピックに係る国際交流イベント(ホストタウン、文化プログラム)及び機運醸成ための啓発イベントを実施する自治体等への支援・助成を行うこと。
- ・デフリンピック関連施策を推進するためのスポーツ基本法の改正を行うこと。

## 4 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

(全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会と共催)

自治体の手話言語条例担当者が、手話言語条例の意義、先駆的な取組を 進めている自治体における施策推進等について学び、条例制定や施策づくり について情報・意見交換を行う学習会を開催する。

・期日 令和6年2月頃予定

## 5 東京 2025 デフリンピック開催への応援

東京 2025 デフリンピックの成功に向けて、機運醸成のための啓発イベントの開催の協力等の応援を進めていく。

#### 6 その他

- ・ 手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力(後援等)
- ・会員に対する情報提供 など

# 役員体制 (案)

※印は新任

会 長 平井伸治(鳥取県知事)

副 会 長 吉村美栄子(山形県知事)

黒 岩 祐 治(神奈川県知事)

阿 部 守 一(長野県知事)

一 見 勝 之(三重県知事)

岸 本 周 平(和歌山県知事)※

玉 城 康 裕 (沖縄県知事)

顧問 笹川陽平(日本財団会長)

相談役 石野富志三郎

(全日本ろうあ連盟理事長)

星野光弘

(全国手話言語市区長会会長、

埼玉県富士見市長)

# 【参考:地方ブロックの区割り】

ブロック名	構成都道府県
北海道・東北ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
	福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
	神奈川県
甲信北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県
東海ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、 <u>三重県</u>
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山
	<u>県</u>
中国・四国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、
	徳島県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
	鹿児島県、 <u>沖縄県</u>

<sup>※</sup>下線は、役員県。

#### 手話を広める知事の会 会則

(名称)

第1条 本会は、手話を広める知事の会という。

(目的)

第2条 本会は、手話言語を全国に広げ、手話言語法(仮称)の制定を国に求めるとともに、 手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障 がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 手話言語を全国に広げるための事業
  - (2) 会員相互における連携、相互協力、情報交換の事業
  - (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する都道府県知事とする。

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の事由によりその職務を行えない場合、その職務を代行する。
- 4 役員は、総会において、出席会員の互選により選出する。
- 5 役員に欠員が生じたときは、役員の合議により補充役員を選出することができる。
- 6 役員の任期は、就任後初めて開催される総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

- 第6条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行う。

(相談役)

- 第7条 本会に、相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。
- 3 相談役は、関係団体の代表者等とし、適宜意見交換等を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、適宜必要に応じて、会長が招集する。

(事務局)

- 第9条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局は、会長の属する都道府県が担当する。

(その他)

第10条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附則

この会則は、平成28年7月21日から施行する。